

要求水準書に関する質問への回答【第2回】

令和7年4月4日までに受け付けた質問に対して回答します。

No.	ページ	番号	項( )	大項目 かかけ	項目 ・	その他	質 問	回 答
001	002	第3	2	(1)			この記載内容については、愛媛県土木工事設計要領の出来形管理基準や品質管理基準で県が確認すると解釈してよいか。	その通りです。
002	002	第3	2	(2)			埋立地の完成時とは、令和8年度末と解釈してよいか。つまり本工事には地盤改良工と既定の地盤高を確保する整地工も含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	埋立完成時の地盤高の高さを確保していれば、基本的に整地する必要はないと考えています。
003	002	第3	2	(4)			事前対策工の必要性を検討するにあたり、 ①周辺護岸の点検は実施されているのでしょうか ②点検を実施されている場合、要対策となっている箇所があれば開示をお願いいたします。	未竣工のため、周辺護岸の点検は実施していません。
004	002	第3	3	(1)			令和8年に立地企業の公募を予定とあるが、8年1月と考えてよいか。また、早期に竣工すべき場所を部分的に指定とあるが、これについては事前に甲乙の協議があると解釈してよろしいでしょうか。	立地企業の公募は、令和8年を予定していますが、具体の開始時期は決まっています。早期に部分的に竣工する場所の指定については、事前に甲乙の協議をさせていただきます。
005	003	第3	4	(3)	4つ目		施工中の雨水等瀬戸内法に該当したい排水は、直接もしくは余水吐きを介して海洋に放流してもよろしいでしょうか。	施工中の雨水等については、瀬戸内海環境保全特別措置法を満足する状態にすうえで、余水吐きを介して排出することは可能です。地元漁業協同組合への丁寧な説明をお願いします。
006	003	第3	4	(3)	5つ目		工事中に事業者が破損させたかどうかの確認のため、点検で要対策となっている箇所があればご教授願います。	未竣工のため、周辺護岸の点検は実施していません。
007	002	第3	2	(2)			「埋立地の完成時における地盤高は、公有水面埋立免許申請書のとおりとすること」とありますが、施工時の出来形管理基準（地盤高さのプラス側・マイナス側の許容範囲）について、愛媛県の土木工事施工管理基準には当工事のような埋立地の造成後の地盤高さに該当する記載がありません。地盤高さの出来形管理基準（地盤高さのプラス側・マイナス側の許容範囲）をご教示ください。	造成後の地盤高さの出来形管理基準は、±150mmを想定しています。
008	003	第3	4	(4)			「公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく変更申請（土砂種及び施工方法の変更等）」についての記載がありますが、変更申請が完了しないと土砂種及び施工方法の変更が伴う工種（地盤改良工など）は着工できないと考えられます。一方で、要求水準のなかに「令和8年度末までの竣工」が定められており、着工時期は提案書を作成するうえで重要になりますが、変更申請に必要となる期間は最大でどのくらい想定しておけばよろしいでしょうか。	申請してから許可まで、概ね2か月かかるかと想定されます。
009	002	第3	2	(1)			「上載荷重を10kN/m2として沈下検討を実施し、令和8年度末までに許容残留沈下量を10cm以下とすること」とありますが、『工事完成後に10kN/m2の荷重をかけて残留沈下が10cm以内にする』ということの意味するのか、御教示願います。	工事開始前に上載荷重10kN/m2をかけた時の計算上の総沈下量に対し、工事完成後の沈下量との差（残留沈下量）が10cm以下であることです。
010	002	第3	2	(1)			「上載荷重を10kN/m2として沈下検討を実施し、令和8年度末までに許容残留沈下量を10cm以下とすること」とありますが、許容沈下量を10cm以内に収めるのは、工事完了後いつ頃までを想定しているのか、御教示願います。	上記のとおり、工事完成後に残留沈下量が10cm以内と確認できれば良いと想定しています。
011	003	第3	3	(8)			「建設発生土は、場外処分とする。ただし、他の工事現場への流用を考慮する等不法投棄の発生のないよう処理すること。」とありますが、現時点で場外処分量の想定ができません。また、搬出先の想定もできません。以上から、建設発生土の処分費用については入札金額から除外し、場外処分が生じた場合は、変更契約の対象との認識でよいかご教示願います。	建設発生土の処分費用も見積もつうえで、入札金額に含めてください。
012	003	第3	3	(2)			撤去する余水吐の構造図が不明瞭で判読できません。鮮明なものをご提供いただけないでしょうか。	個別現場説明会時に配布した図面のCADデータを送付します。
013	003	第3	3	(2)			撤去する余水吐の周辺護岸との取合い及び撤去後の復旧方法をご教示願います。また排水管は撤去するのかご教示願います。	個別現場説明会での説明と異なりますが、護岸に影響を与えない呑み口部分については撤去頂くようお願いします。なお、護岸に影響が生じる配管部分の撤去は実施しないようお願いします。